

## スノーボード指導者研修会規程

平成 10 年 10 月 05 日 制定 平成 12 年 09 月 20 日 改正  
 平成 14 年 06 月 28 日 改正 平成 14 年 11 月 05 日 改正  
 平成 16 年 06 月 25 日 改正 平成 16 年 11 月 02 日 改正  
 平成 17 年 06 月 15 日 改正 平成 18 年 06 月 15 日 改正  
 平成 19 年 07 月 05 日 改正 平成 23 年 09 月 20 日 改正

- 第1条 スノーボード指導者規程第4条第1項第1号に定める指導者研修会(以下「研修会」という。)は、本連盟が主催し、加盟団体主管のもとに行い、会場は、「(財)全日本スキー 連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称する。
- 第2条 指導者は、スノーボード指導者規程第4条の規定により、前条の研修会に参加し、研修を終了するものとする。ただし、参加する研修会場は、地域に関係なく、自由に選ぶことができる。
- 2 中央研修会及びスノーボード技術員研修会は、特定行事とし第1条の研修会と同等とし、これに参加した者は研修を修了したものとみなす。
- 3 スノーボード指導員検定会の受検者は、前項に準じて研修を修了したものとみなす。
- 第3条 研修会の開催期日及び会場は、秋季定例評議員会において告示する。
- 2 研修会を主管する加盟団体は、前項の告示の1か月前までに開催要項案及び立会い予定 責任者並びに予定主任講師を本連盟教育本部へ提出しなければならない。
- 3 前項の規定に抵触する場合は、交代の調整を指示することがある。
- 4 主管は、一研修会場を複数の加盟団体が共同で行うことができる。
- 第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。
- 第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。
- (1)研修会責任者は、理事又は教育本部専門委員の部長、正・副委員長とする。ただし、やむを得ない場合は、主管加盟団体長が代わることができる。
- (2)研修会は、原則として、実技2単位、理論1単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、都合により欠単位のある者は、別の会場において不足分を補うことができる。
- (3)主任講師は、専門委員とし、講師は、専門委員又はブロック技術員及び主管加盟団体長が指名するものとする。
- (4)参加希望者は、加盟団体を通じて開催日の3週間前までに主管する加盟団体へ申し込むものとし、現地申込みは認めない。
- (5)研修会の修了は、責任者により証明する。
- (6)研修会を主管する加盟団体責任者は、研修会終了後3週間以内に出席者名簿(研修修了者)を本連盟及び出席者の加盟団体へ報告しなければならない。
- 第6条 研修会に要する費用については、主管加盟団体において各種公認・登録等料金一覧 表に定める参加料を徴収することができる。ただし、地域性及び参加人数等によって増額 することができる。
- 2 第2条第2項及び同3項の受講料等は、直轄行事のため本連盟に収納するものとする。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。